

【】 内閣と行政

【】 内閣の組織

[行政権]

[解答 1]行政権

[解説]

国会が定めた法律や予算にもとづいて政治を行うことを行政ぎょうせいという。行政の仕事全体として責任をもってまとめていく機関が内閣ないかくである。憲法 65 条に「行政権は、内閣に属する。」とある。

[行政権]

行政：国会の定めた法律や予算にもとづいて政治を行うこと
行政権は内閣に属する

※入試出題頻度：「行政権は内閣に属する△」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い), ○(出題頻度が高い), △(ときどき出題される))

[解答 2]内閣

[解答 3]① 行政 ② 国会議員

[内閣の組織]

[解答 4]内閣総理大臣

[解説]

内閣を構成する国務大臣こくむだいじんは内閣総理大臣ないかくそうりだいじんが任命にんめいする(国会の承認しょうにん, 天皇の任命などは不要である)。ただし, 選任される国務大臣の過半数かはんすうは国会議員でなければならない(逆に言えば, 国会議員以外から国務大臣を選ぶことができる)。

[国務大臣の任命]

- ・内閣総理大臣が任命
- ・国務大臣の過半数は国会議員でなければならない

また, 内閣総理大臣は任命した国務大臣を自由ひめんに罷免できる。憲法が内閣総理大臣にこのような強い権限けんげんを与えているのは, 内閣におけるリーダーシップを発揮できるようにするためである。

※入試出題頻度：「国務大臣は内閣総理大臣が任命○」「過半数が国会議員であること○」

[解答 5]国務

[解答 6]国務大臣

[解答 7]国会議員

[解答 8]① 国務大臣 ② 国会議員

[解答 9]① 天皇 ② 過半数

[解説]

内閣総理大臣は国会が指名し, それにもとづいて天皇が任命する(天皇による内閣総理大臣の任命は形式的な国事行為である)。

[解答 10]① 任命 ② 国会議員

[解答 11] 国務大臣は、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は国会議員の中から選ばなければならない。

[解答 12]ア

[解説]

アは正しい。内閣における総理大臣の強力なリーダーシップを確保するために、国務大臣の任命・罷免ひめんの権限はすべて内閣総理大臣に与えている。

イは誤り。庁の長が国務大臣でない場合もある。例えば、宮内庁長官くないちやうちやうかんは国務大臣ではない。

ウは誤り。内閣総理大臣は国会が指名し、天皇が任命する。

エは誤り。国務大臣の過半数が国会議員であればよい。したがって、国会議員でない国務大臣もある。

[閣議]

[解答 13]閣議

[解説]

行政の仕事を全体として責任をもってまとめていく機関が内閣である。内閣は、長たる内閣総理大臣そうりだいじん しゅしょう（首相）と国務大臣こくむだいじんで構成される。閣議かくぎで政府の方針が決定される。閣議での決定は全会一致ぜんかいいっちで行われる。

※入試出題頻度：「閣議◎」

[解答 14]閣議

[解答 15]エ

[解説]

アは内閣総理大臣。イはどちらでもない。ウは最高裁判所の裁判官。

【】内閣・各省庁の仕事

[内閣の仕事：条約の締結]

[解答 16]内閣

[解説]

条約じょうやくの締結ていけつは内閣けんげんの権限である。条約の締結後、国会しやうにんが承認する。

国会の承認にあたっては衆議院の議決が優先する。

※入試出題頻度：「内閣が条約を締結◎」「国会が承認○」

[条約]
内閣が条約を締結
国会が承認

[解答 17]① 内閣 ② 国会

[解答 18]① 内閣 ② 国会

[解答 19]イ

[解説]

アは国会、イは内閣、ウは地方議会、エは国会の仕事である。

[内閣の仕事全般]

[解答 20]① 予算 ② 条約 ③ 国事行為

[解説]

(内閣の仕事)

予算・法律	①法律案や予算の作成→提出 ②予算・法律を執行し、それに必要な <u>政令</u> を定める ③行政の指揮監督
外交	外交に関する事務、外国と <u>条約</u> を結ぶ
その他	<u>天皇の国事行為に対する助言と承認</u> <u>最高裁判所長官の指名</u> ・最高裁判所のその他の裁判官の任命

※出題頻度：「法律案や予算の作成○」「条約の締結○」「天皇の国事行為への助言と承認○」
「最高裁判所長官の指名○」

[解答 21]ア

[解説]

アの「弾劾裁判所を設ける」のは国会である。

[解答 22]イ

[解説]

イの条例の制定は地方議会の仕事である。

[解答 23]ウ

[解説]

ウが誤り。内閣は最高裁判所長官を指名する。最高裁判所長官を任命するのは天皇である(形式的な国事行為)。また、罷免する権限はない。

[解答 24]ウ

[解説]

アは最高裁判所、イは地方議会、ウは内閣、エは国会の仕事である。

[解答 25]ウ

[解説]

アとイは国会，ウは内閣，エは裁判所の仕事である。

[解答 26]イ

[解説]

アは誤り。最高裁判所の長官は内閣が指名し，天皇が任命する。

イは正しい。

ウは誤り。内閣が予算案を作成し，国会が議決する。

エは誤り。具体的な事件の裁判で政令が憲法に違反していないかを審査するのは裁判所。

[解答 27]ウ

[解説]

アとイは国会，エは裁判所の仕事である。

[解答 28]政令

[各省庁]

[解答 29]財務省

[解説]

よく出題されるのは，次の4つの省である。

<small>こうせいろうどうしょう</small> 厚生労働省	年金などの社会保障，医療
<small>もんぶかがくしょう</small> 文部科学省	教育，文化，科学技術の発展
<small>こくどこうつうしょう</small> 国土交通省	道路， <small>かせん</small> 河川，鉄道，海上保安， <small>きしょう</small> 気象
<small>ざいむしょう</small> 財務省	国の予算の原案作成，税の徴収

※入試出題頻度：「財務省○」「厚生労働省△」「文部科学省△」「国土交通省△」

[解答 30]厚生労働省

[解答 31]国土交通省

[解答 32]文部科学省

[解答 33]環境省

[解答 34]総務省

[公務員]

[解答 35]公務員

[解説]

行政機関で働く職員を公務員という。公務員には、中央省庁ではたらく国家公務員と、地方公共団体に働く地方公務員がある。

憲法 15 条 2 項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と定めている。

※出題頻度：「公務員○」「全体の奉仕者○」

[[公務員]]
全体の奉仕者
国家公務員と地方公務員

[解答 36](1) 公務員 (2) 全体の奉仕者

【】 議院内閣制

【】 議院内閣制

[議院内閣制]

[解答 37]議院内閣制

[解説]

内閣総理大臣(首相)は、国会議員の中から国会が指名して、天皇が任命する。衆議院で多数をしめる政党の党首が内閣総理大臣に指名されることが多い。国民が直接内閣総理大臣を選ぶのではなく、国民が選挙によって

[議院内閣制]

国会の信任にもとづいて成立し、
国会に対して連帯して責任を負う

選んだ議員で構成される国会が内閣総理大臣を選ぶ制度をとっている。すなわち、国民主権は、国民→国会→内閣(総理大臣)と、国会を通して間接的に働くことになる。内閣は、国民を背景にもつ国会に対して連帯して責任を負うが、これは、国民→国会→内閣という国民主権の原理の当然の帰結である。憲法は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」(第 66 条)と定めている。内閣が国会の信任を失えば、存続の基礎を失うことになる。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる。このように、内閣が国会の信任にもとづいて成立し、国会に対して連帯して責任を負う制度を議院内閣制という。

※入試出題頻度：「議院内閣制◎」「内閣は国会の信任にもとづいて成立し、国会に対して連帯して責任を負う○」

[解答 38]議院内閣制

[解答 39]責任

[解答 40]連帯

[解答 41]国会に対して連帯して責任を負う。

[解答 42]内閣は国会の信任にもとづいて成立し、国会に対して連帯して責任を負うしくみ。

[解答 43]国民が国会議員を選び、国会が国会議員の中から内閣総理大臣を指名する。

[解答 44]国民が選挙によって選んだ国会議員で構成される国会が、国会議員の中から内閣総理大臣を選ぶことによって、国民の意思を政治に反映させている。

[議院内閣制と大統領制]

[解答 45]大統領

[解説]

日本では、選挙によって直接国民から選ばれた国会議員によって構成される国会が、内閣総理大臣を選ぶ議院内閣制がとられており、間接的に行政の長を選ぶしくみになっている。

これに対し、アメリカでは、議会の議員と行政の長である大統領を国民が別々に選挙する大統領制がとられている。

※入試出題頻度：「大統領制△」

[議院内閣制と大統領制]

日本：議院内閣制

アメリカ：大統領制

[解答 46]① 議院内閣 ② 国会 ③ 大統領

[解答 47]ウ

[解説]

アメリカ大統領は法案の拒否権を持っているが、議会の解散権はない。

[解答 48]わが国では、内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の指名で選ばれるのに対し、アメリカ合衆国では、大統領は、国民の投票による選挙で選ばれる。

【】内閣不信任決議

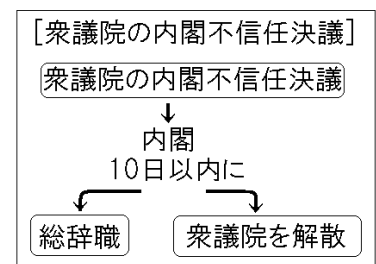
[解答 49]内閣不信任

[解説]

内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負っている(議院内閣制)。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる。憲法は69条で「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。」と定めている。衆議院が内閣不信任を決議したときは、「国民→国会→内閣」という関係がくずれるので、内閣は

存続の基礎を失うことになる。

不信任をつきつけられた内閣が行うべき一つの方法は総辞職である。総辞職を行った場合、国会が新しい内閣総理大臣を指名することになる。もう一つの方法は、逆に、衆議院を解散することである。



「国民→国会→内閣」という関係からすれば、おかしいような感じがするかもしれないが、解散後行われる総選挙によって主権者たる国民の審判を受けることができるので、国民主権の観点からは、むしろ好ましいといえる。衆議院が解散されてから40日以内に衆議院議員総選挙が行われる。そして、選挙後30日以内に特別会(特別国会)が開かれる。この時点で、もとの内閣は総辞職を行う。特別会では、新しい内閣総理大臣が指名される。戦後、内閣不信任案が可決されたのは、1948年(第2次吉田内閣)、1953年(第4次吉田内閣)、1980年(第2次大平内閣)、1993年(宮澤内閣)の4回だけである。その4回とも、総辞職ではなく、衆議院の解散が行われた。

いっぽう、内閣も、内閣不信任決議が可決された場合に限らず、国民の意思を問う必要がある場合には、衆議院の解散を行うことができる。

※入試出題頻度：「衆議院の内閣不信任決議○」「10日以内に衆議院を解散するか総辞職◎」

[解答 50]① 衆議院 ② 総辞職

[解答 51]① 衆議院 ② 総辞職 ③ 衆議院の解散

[解答 52]イ

[解答 53]① 衆議院 ② 特別会

[解答 54]内閣は10日以内に総辞職するか、衆議院を解散しなければならない。

[解答 55]ア

[解説]

「YはXを解散し」とあるのでYは内閣で、Xは衆議院である。郵政民営化ゆうせいみんえいかに関連する法案は衆議院で可決された後に参議院(「もう一方の議院」)で否決された。当時、与党側は参議院でも過半数をしめていたが、郵政民営化に反対する一部の与党議員が本会議を欠席したために参議院で否決されてしまった。これに対して、当時の小泉首相こいずみは衆議院を解散して総選挙を行い、選挙に大勝した。この場合の解散は、内閣不信任案が可決されたために行われたのではなく、政策の可否を選挙によって国民に問うために行ったものである。内閣が衆議院を解散するのは、内閣不信任案が可決された場合に限らないというのが定説になっている。

[解答 56]立法権と行政権が、互いに抑制しあい、均衡を保つため。

【】 内閣総理大臣の指名など

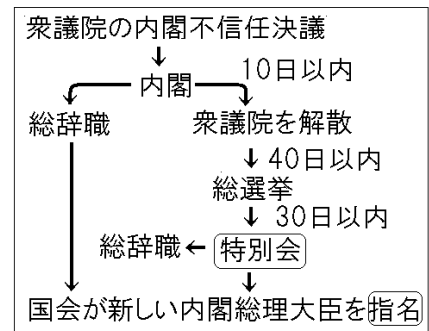
[解答 57] 特別会

[解説]

衆議院が解散後 40 日以内に衆議院議員総選挙そうせんきよが行われる。そして、選挙後 30 日以内に特別会(特別国会)が開かれる。この時点で、もとの内閣は総辞職を行う。特別会では、国会議員の中から内閣総理大臣が指名される。

※入試出題頻度：「特別会(特別国会)○」

「国会議員の中から内閣総理大臣を指名○」



[解答 58] ① 総辞職 ② 特別会

[解答 59] 内閣総理大臣の指名

[解答 60] 国会議員

[解答 61] 総辞職

[解説]

衆議院が内閣不信任の議決を行ったとき、内閣は 10 日以内に衆議院を解散するか総辞職しなければならない。総辞職したときは、国会が新しい内閣総理大臣を指名する。これに対し、内閣が衆議院を解散したときは総選挙が行われ、特別会が召集される。この段階で内閣は総辞職する(この内閣はもとの国会によってつくられたものであるが、国会議員が新しくなった以上、存続の基盤がなくなるから)。特別会で新しい内閣総理大臣が指名される。

[解答 62] ① オ ② ア

[解答 63] イ→ウ→ア

[解答 64] イ→ウ→エ→ア

[解説]

イ(特別国会の召集)→ウ(内閣の総辞職)→エ(内閣総理大臣の指名)→ア(国务大臣の任命)

[解答 65] (1) 解散 (2) 内閣総理大臣 (3) 30 日以内

[解答 66] ① 両院協議 ② 衆議院の議決が国会の議決となり、X が内閣総理大臣

[解答 67] 両院協議会で話し合うが、それでも意見が一致しない場合は、衆議院の議決を国会の議決とする。

【】 行政改革

[規制緩和]

[解答 68] 規制緩和

[解説]

行政権の拡大は、行政費用の増大と非効率化をもたらし、財政赤字の一因にもなる。そこで、現在の日本では、簡素で効率的な行政をめざす行政改革が進められている。規制緩和は行政改革の代表例である。以前は、「政府による細やかな規制や指導によって国民生活を守る」という方針をとってきた。しかし、最近では「規制を少なくし、自由な経済活動をうながす方が国民の利益になる」との考え方が強くなっている。

そこで、許認可権を見直して規制緩和をはかるなどの施策が進められている。2009年の薬事法の改正によって、胃腸薬、消毒薬などが、薬局・薬店以外にコンビニエンスストアなどでも販売できるようになったのはその一例である。

※入試出題頻度：「行政改革△」「規制緩和◎」「自由な経済活動をうながす○」

[行政改革]

規制緩和

自由な経済活動をうながす

[解答 69] 規制緩和

[解答 70] エ

[解答 71] イ

[解答 72] ① B ② C

[解答 73] 生徒 A : ア 生徒 B : エ

[解答 74] イ

[解答 75] 自由な経済活動をうながすために規制を緩和

[その他の行政改革]

[解答 76] ① 民営化 ② 緩和

[解説]

規制緩和以外に、次のような行政改革が行われてきた。

- ・ 国営企業(国鉄・電電公社・専売公社など)の民営化、郵政公社の民営化、国立博物館などの独立行政法人化
- ・ 公務員を減らし、行政組織の簡素化をはかるため、2001年には中央省庁が、それまでの1府22省庁から1府12省庁に再編成。
- ・ 全国の市町村の合併(平成の大合併)。地方分権の推進。

※入試出題頻度：「行政改革にあてはまる(あてはまらない)ものを選べ○」

[行政改革]

・ 規制緩和

・ 公務員の削減

・ 中央省庁の再編成

・ 国営企業の民営化

・ 地方分権

[解答 77] エ

[解答 78] ウ

[解答 79]イ

[解答 80]ウ

[解答 81]ア, エ

[解答 82]エ

[解答 83]内閣

[解答 84]民営

【】内閣全般

[解答 85]イ

[解説]

アは誤り。国務大臣は、国会議員以外から選出することもできる。国務大臣の過半数が国会議員であればよい。

イは正しい。

ウは誤り。内閣は最高裁判所長官を指名し、最高裁判所のその他の裁判官および下級裁判所の裁判官を任命する。

エは誤り。解散せずに、総辞職をする選択肢もある。

[解答 86]イ

[解説]

アは誤り。内閣を組織する政党は与党である。内閣総理大臣は慣行上衆議院議員から選ばれているが、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。…」(憲法 67 条 1 項)とあるので、参議院議員から内閣総理大臣を選ぶこともできる。

イは正しい。

ウは誤り。弾劾裁判は、国会議員で組織する弾劾裁判所が不正のあった裁判官を罷免するための裁判。

エは誤り。第一審の裁判所の判決に不服がある場合に第二審の裁判所に訴えるのは控訴である。上告は第二審の裁判所の判決に不服がある場合に第三審の裁判所に訴えることである。

[解答 87]エ

[解説]

エが誤り。国政調査権は国会の権限である。

[解答 88]イ

[解説]

イが誤り。国権の最高機関であって国の唯一の立法機関であるのは国会である。

[解答 89]エ

[解説]

エが誤り。内閣総理大臣は国会が指名して天皇が任命するが、国务大臣は内閣総理大臣が任命する。